

三重県版外国人観光客受入れの手引き

三重県観光局

(第3版 令和4年9月27日)

三重県では、観光庁から示された「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を受け、旅行業者または旅行サービス手配業者および添乗員（以下「旅行業者等」という。）と県内宿泊事業者等、県及び市町等が協力、連携することにより、受入地域の皆様の理解や安心感の醸成を図るとともに、外国人観光客の皆様に加えて、国内観光客の皆様にも安心して県内で旅行していただけるよう、ツアー実施に必要となる情報や、留意すべき事項を「三重県版外国人観光客受入れの手引き」（以下「手引き」という。）として取りまとめました。

本手引きは、主に、旅行業者等及び県内の宿泊事業者等に対応をお願いする内容となっています。

旅行業者等の皆様におかれましては、安心安全なツアーの実施に向けて、ガイドラインや本手引きをご理解のうえ、遵守していただきますようお願いいたします。

また、県内の宿泊事業者等の皆様におかれましても、ガイドラインや本手引きの内容をご理解のうえ、施設内に個別感染防止策のリーフレットを掲示いただくとともに、有症状者発生時等には、旅行会社等へのご支援、ご協力をお願いいたします。

旅行会社等および、各観光関係者等地域の皆様がガイドラインや本手引きの趣旨をご理解いただき、感染症対策の徹底や有症状者発生時等に連携し、対応いただくことで、受入れ地域における安心感の醸成につながるとともに、外国人観光客の皆様、ひいては国内観光客の皆様にも安心して三重県に滞在していただけるものと考えられますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本手引きについては、新型コロナウイルス感染症を巡る最新の状況や国のガイドラインの改定などを踏まえて、随時見直しを行うこととしますので、常に最新情報のご確認をお願いいたします。

1 国の「ガイドライン」等について

旅行業者等を受入責任者とする外国人観光客の添乗員付きパッケージツアーの受入れが令和4年6月10日より開始されました。受入れ再開にあたり、観光庁から、外国人観光客の受入れ対応に関し、旅行業者等や宿泊事業者等が留意すべき点をまとめた「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」が示されました。また、令和4年9月7日の添乗員の同行を伴わないパッケージツアーによる受入れ開始に合わせて、9月2日、国のガイドラインが改訂されました。

観光目的の入国のための手続きやガイドライン等の最新情報については、以下の観光庁HPをご確認ください。

【観光庁HP：観光目的の入国のための手続きやガイドライン等の最新情報について】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html

観光庁HP



2 感染拡大防止のために旅行業者等が留意すべき事項について

(1) 自治体が定める新型コロナウイルス感染症等に対応する方針等について

三重県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、基本的な対策を示した「三重県指針」を作成しています。

旅行業者等におかれましては、内容をご確認の上、旅行者に対し、適切なマスク着用や手指消毒等、基本的な感染防止対策の周知徹底をお願いします。

なお、同指針については、国の動向や感染状況に合わせて随時更新いたしますので、最新情報をご確認ください。

三重県指針HP

【三重県HP：新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「三重県指針」】

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>



(2) 感染防止対策を徹底している施設の情報について

三重県では、県民等の皆様が安心して飲食や観光を楽しめる環境づくりを進めるため、感染防止対策に取り組む飲食店や観光事業者からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証を行う、みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえエリア」を実施しています。

認証を受けた事業者を、以下のHPに掲載していますので、ツアー造成時に活用してください。

あんしんみえエリア HP
(飲食店版)

【あんしんみえエリア飲食店版HP】

<https://mieria.kankomie.or.jp/eat/>

三重県内 4,135 店 (令和4年9月時点)



あんしんみえエリア HP
(観光事業者版)

【あんしんみえエリア観光事業者（宿泊施設、観光施設、土産物店、体験施設）版HP】

<https://mieria.kankomie.or.jp/travel/>

三重県内 1,347 店 (令和4年9月時点)



(3) 自治体への事前相談について

以下のとおりお問い合わせください。

○本手引きや三重県内へのツアー受入れ等にかかる全般的な事前相談

三重県雇用経済部観光局海外誘客課 (TEL:059-224-2847)

○旅行者に発熱等の症状が発生した場合の対応にかかる事前相談

三重県医療保健部感染症対策課 (TEL:059-224-2352)

なお、事前相談について保健所へ問い合わせを行うことはお控えください。

※開庁時間は、年末年始（12月28日～1月3日）を除く、平日8時30分～17時15分となります。

※お問い合わせの際の言語は日本語でお願いします。

3 宿泊事業者等が留意すべき事項について

宿泊事業者等は、ロビーや食堂等の目立つ場所のほか、更衣室や浴場等においても、感染防止対策が適切に実施されるよう、外国語のリーフレット掲示等を行っていただきますようご協力をお願いします。

なお、個別感染防止策のリーフレットは観光庁により多言語で作成されています。詳細は以下の観光庁HPをご確認ください。

観光庁HP

【観光庁HP：「個別感染防止策のリーフレットの例（多言語版）」】

https://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000076.html



【個別感染防止策のリーフレットの例（英語版）】



4 旅行者に発熱等の症状が発生した場合の対応について

三重県内に滞在中、旅行者に発熱等新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が発生した場合は、旅行業者等は、必要に応じて通訳の手配やスタッフの増員等を行い、当該旅行者と調整のうえ、以下のとおり対応してください。

発熱等の症状がある場合は、「受診・相談センター(P5 連絡先)」へ連絡し、医療機関の紹介を受け、必ず事前に電話連絡のうえ、医療機関を受診 ※1

※1 医療機関を受診の際は、公共交通機関の使用を避けていただくようお願いいたします。また、緊急連絡先を求められた場合は、本人だけでなく、**旅行業者等**の連絡先もお知らせください。

なお、検査費用は公費負担となり実費負担はありませんが、検査費用を除く初診料等については自己負担となります。



【検査の結果、**陽性**と診断された場合】

① 重症化リスクの高い方 ※2

保健所から個別連絡がありますので、聞き取り調査(健康状態、既往歴など)のうえ、療養先(入院・宿泊療養・その他療養)等を調整します。

② 重症化リスクの低い方(①以外の方)

保健所から個別連絡はありませんので、県ホームページ(P6 新型コロナウイルス感染症と診断された皆様へ)の療養上の注意事項を確認してください。

また、宿泊療養等を希望する場合は同ホームページから申請が可能です。



県HP

※2 ①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、④妊娠している者



医療機関・宿泊療養施設・その他療養先にて療養 ※3

※3 「医療機関への入院」や「県が確保している宿泊療養施設での療養」以外の療養となった場合は、旅行業者等において療養場所や食事等の手配をお願いします。(療養期間はP6のとおり)

また、宿泊療養施設における言語や宗教食は一部対応が可能です。

【検査の結果、**陰性**と診断された場合】

熱や咳などの症状がある方は、症状が改善するまでは外出を控え、人と会うことを控えてください。症状が悪化した場合は、再度「受診・相談センター」へ連絡し、医療機関を受診してください。



【症状が改善した場合】

引き続きマスクの着用や手洗い等の励行に努めるなどして、感染予防に気を付けながら、これまで通りの生活を送っていただいても構いません。 ※4

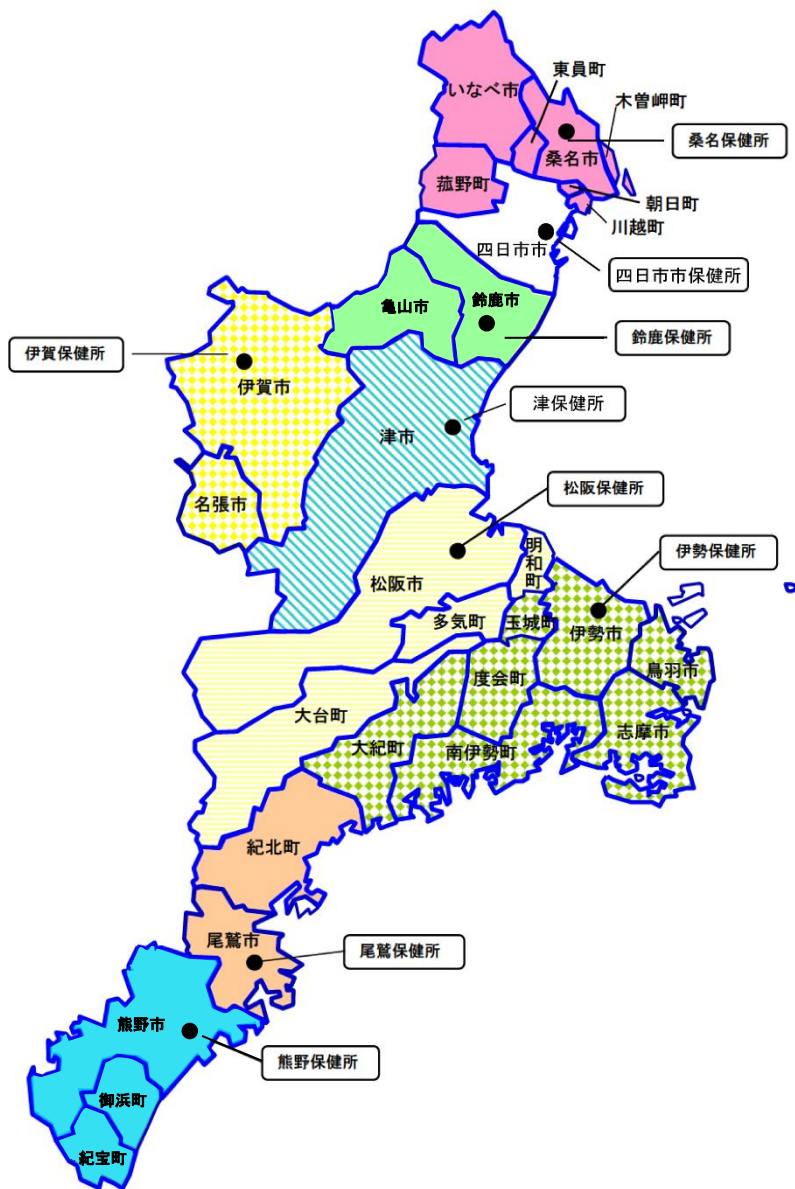
※4 旅行業者等において状況を判断し、ツアーに帯同いただいても構いません。

<受診・相談センター>

滞在する市町を管轄する保健所の受診・相談センターの連絡先をあらかじめご確認ください。

● 24時間対応（土曜日・日曜日・祝日も含む）

滞在する市町	連絡先
桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町 菰野町、朝日町 川越町 (桑名保健所)	0594-24-3619
四日市市 (四日市市保健所)	059-352-0594
鈴鹿市、亀山市 (鈴鹿保健所)	059-392-5010
津市 (津保健所)	059-223-5345
松阪市、多気町 明和町、大台町 (松阪保健所)	0598-50-0518
伊勢市、鳥羽市 志摩市、玉城町 度会町、大紀町 南伊勢町 (伊勢保健所)	0596-27-5140
名張市、伊賀市 (伊賀保健所)	0595-24-8050
尾鷲市、紀北町 (尾鷲保健所)	0597-23-3456
熊野市、御浜町 紀宝町 (熊野保健所)	0597-89-6161



※ 受診・相談センターへ電話相談が難しい場合は、以下のとおり新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてにメールまたはFAXにてご相談ください

●メール：kansenta@pref.mie.lg.jp / FAX：059-224-2558

●対応：平日8時30分から17時15分

新型コロナウイルス感染症と 診断された皆様へ

本県では、国の通知に基づき、**届出対象でない方（下記①～④のいずれにも含まれない方）については、保健所からの個別連絡は行いません。**そのため、療養上の注意事項など以下の事項について、以下のURLやQRコードから必ずご確認ください。

※下記届出対象の方は保健所よりお電話をいたします。

①65歳以上の者 ②入院を要する者 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬（風邪薬等は対象となりません）の投与が必要な者 又は 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者 ④妊婦

療養上の注意 (<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600021.htm>)

- ・療養上の注意について、**必ずご確認をお願いします。**
(自宅療養中の注意事項や支援内容などが記載されています。)
- ・療養解除基準を満たすまでは、自宅療養を行ってください。
- ・同居家族については原則、濃厚接触者となります。



療養上の注意はこちら (↑)

療養期間について（令和4年9月7日～） (<https://logoform.jp/form/8vMX/131785>)

- ・有症状の方は発症日（症状が出現した日）を0日目として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。
- ・無症状の方は、検体採取日を0日目として7日間経過すれば、8日目に療養の解除が可能となります。なお、5日目に抗原定性検査キットにて陰性を確認した場合には、6日目に解除が可能となります。
※入院した場合など、一部異なることがあります。



療養期間の確認はこちら (↑)

自宅療養中の連絡先について

- ・**療養期間中に症状が悪化した場合**は、かかりつけの医療機関や下記お問い合わせ先へご相談ください。

8:30 ～ 17:15	桑名保健所	0594-24-3625（平日） 0594-24-3671（土休日）	伊賀保健所	0595-24-8045
	鈴鹿保健所	059-382-8672	尾鷲保健所	0597-23-3454
	津保健所	059-223-5184	熊野保健所	0597-89-6115
	松阪保健所	0598-50-0531	四日市市保健所	059-354-8406
	伊勢保健所	0596-27-5216		
17:15～ 翌8:30	全県共通（夜間相談窓口）		059-224-2644	

<その他注意事項>

ツアー参加者が陽性となった場合、その他のツアー参加者は、適切なマスク着用や手指消毒等、基本的な感染防止対策を再徹底し、検温など自身による健康観察を行い、発熱等の症状が生じた場合は、「4 旅行者に発熱等の症状が発生した場合の対応について（P4）」のとおり対応してください。

<三重県の問い合わせ先>

○本手引きや三重県内へのツアー受入れ等にかかる全般的な問い合わせ先

三重県雇用経済部観光局海外誘客課 海外誘客班

TEL：059-224-2847

FAX：059-224-2801

○新型コロナウイルス感染症対策にかかる問い合わせ先

三重県医療保健部感染症対策課 感染症対策企画班

TEL：059-224-2352

FAX：059-224-2344

※開庁時間は、年末年始（12月28日～1月3日）を除く、平日8時30分～17時15分となります。

※お問い合わせの際の言語は日本語でお願いします。